

336 複合地区ガバナー協議会事務局就業規則

第1章 総則

第1条（この規則の効力）

この規則は、ライオンズクラブ国際協会 336 複合地区ガバナー協議会（以下「ガバナー協議会」という）事務局職員の就業に関する事項および労働条件を定めたものである。

(2) この規則の定めない事項については、労働基準法その他法令の定めるところによる。

第2章 服務および職制

第2条（職員の義務）

職員はこの規則およびガバナー協議会が定める諸規定を遵守し、ライオンズクラブの目的と活動の普及・促進のため誠実に職務を遂行する義務を負う。

第3条（職員の職制）

事務局の事務処理を行うため事務局職員を置く。

(2) 事務局職員は、事務局運営委員長の指示・命令を受けて所掌事務を処理する。

第3章 勤務

第4条（所定勤務時間および休憩時間）

職員の勤務時間および休憩時間は次の通りとする。

始 業 午前 9 時

終 業 午後 5 時

休憩時間 正午より午後 1 時まで

(2) 前項の規定にかかわらず業務上必要がある場合は、勤務時間を変更することがある。

第5条（出張および外勤）

業務上の都合により職員に対し、出張その他事務局外で勤務することを命ずることがある。

第6条（時間外勤務または休日勤務）

業務上の都合により、時間外勤務または休日勤務を命ずることがある。

(2) 時間外勤務または休日勤務の実働時間が第 4 条の規定により算出される平日の実働時間に及んだ時は、許可を得て一ヶ月以内に振替休日を取る事ができる。

(3) 時間外勤務または休日勤務をした時は、給与規則の定めるところにより割増賃金を支払う。ただし、振替休日を与えた場合は、この限りではない。

第7条（欠勤・遅刻・早退の届け出）

職員が疾病その他やむを得ない理由により欠勤・遅刻・早退する時は、その理由、日数をガバナー協議会へ届け出なければならない。予め決定している場合には前日始業時まで、また事後報告となる場合はできるだけ速やかに届け出る。

第4章 休日および休暇

第8条（休日）

休日は次の通りとする。

1. 日曜日
2. 土曜日
3. 国が定めた祝祭日および国民の休日（振り替え休日を含む）
4. 夏期休日 3 日（土、日、祝祭日を含まない）
5. 年末年始休日 年末年始の 5 日間（土、日、祝祭日を含まない）

第9条（年次有給休暇）

6 カ月継続勤務し、全労働日の 8 割以上出勤した職員に対して、継続または分割した 10 日の有

給休暇を与える。6 カ月経過日からの継続勤務年数に応じて 1 年後 1 日、2 年後 2 日、3 年後 4 日、4 年後 6 日、5 年後 8 日、6 年後 10 日を加算し、20 日を限度とする。

- (2) 当該年度に新たに付与した年次有給休暇の全部または一部を取得しなかった場合は、その残日数を翌年度に限り繰り越すことができる。

第 10 条（公傷休暇）

職員が業務上負傷し、または疾病にかかり療養を要する時は、医師の診断書を提出し複合地区ガバナー協議会がこれを承認した時は療養期間を公傷休暇とする。

第 11 条（結婚休暇）

職員が結婚する時は、事前に本人の申し出により連続して 5 日間の結婚休暇を与える。

- (2) 職員の子供が結婚する場合は、2 日の休暇を与える。

第 12 条（服喪休暇）

以下の通り服喪休暇を与える。

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| 1. 本人の父母、配偶者、子 | 当日を含め 7 日（休日がある場合は通算する） |
| 2. 本人の祖父母、兄弟姉妹、義父母 | 当日を含め 3 日（休日がある場合は通算する） |
| 3. その他の親族 | 当日を含め 2 日（休日がある場合は通算する） |

第 13 条（出産休暇）

6 週間以内（多胎妊娠の場合は 14 週）に出産を予定している女性職員が医師の診断書を添えて請求した時は、出産までの休暇を与える。

- (2) 出産の翌日から 8 週間の休暇を認める。

第 14 条（公民権行使の時間）

職員が勤務時間中に選挙権の行使、裁判員その他公民としての権利を行使するため予め申し出た場合は、それに必要な時間を与える。

- (2) 前項の申し出があった場合、権利の行使を妨げない限度においてその時刻を変更することがある。

第 5 章 人事

第 15 条（採用）

事務局は募集に応募した者の中からガバナー協議会の承認を得、所定の手続きを経た者を試用職員として採用する。ただし、ガバナー協議会が特に試用期間を必要としないと認めた者は正規職員として採用する。

- (2) 採用された者は、次の書類を提出しなければならない。

1. 履歴書・写真
2. その他ガバナー協議会が必要と認める書類

第 16 条（試用期間）

試用期間は 3 ヶ月とする。

- (2) 試用期間をつつがなく勤務した後、正規職員（雇用期間がある場合がある）として採用する。その場合、試用された日からの採用とし、試用期間は勤続年数に加算する。

第 17 条（退職）

職員が次の各号のいずれかに該当する時は退職とする。

1. 本人が退職を願い出て、ガバナー協議会が承認した時
2. 死亡した時
3. 休職期間が満了した時（自己都合退職とみなす）

第 18 条（退職願）

職員が退職しようとする場合、少なくとも 2 ヶ月前までに退職願を提出しなければならない。

- (2) 前項により、退職願を提出したものは、ガバナー協議会の承認があるまでは引き続き従前の業務に服さなければならない。

第 19 条（解雇）

職員が次の一に該当する時は 30 日前までに予告するか、もしくは 30 日間の平均賃金を支払って解雇する。

1. 精神または身体の障害のため業務に耐えられない時
2. 業務能率が著しく劣り、向上の見込みがない時
3. やむを得ない事由で業務を縮小し、または解散する時
4. その他、前各号に準ずる時

第20条（解雇制限）

職員が次の各号の一に該当する期間は、解雇しない。

1. 業務上負傷し、または疾病にかかり、療養のため休業する期間、およびその後 30 日間
2. 産前産後の女性職員が、第 13 条により休業する期間、およびその後 30 日間

第21条（休職）

次の各号の一に該当する場合は休職とする。

1. ガバナー協議会命令により、ガバナー協議会以外の業務に従事する時
 2. 本人の申請によりガバナー協議会が認めた時
 3. 業務外の疾病により 6 ヶ月以上欠勤する時
 4. 育児休業、介護休業等が生じた時
- (2) 前項の 1 および 2 についての休職期間はその都度定め、3 号の場合は 6 ヶ月とする。
- (3) 育児休業、介護休業等については、「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の定めによる。
- (4) 第 1 項各号の休業および前各号の休職期間については無給とする。

第22条（定年）

職員の定年は、満 60 歳になった時の賃金締切日とする。ただし、65 歳までは再雇用の機会を与え、1 年ごとに更新をする。

- (2) 定年後の給与について、見直しを行う。

第23条（退職金）

職員が退職する場合、別に定めるところにより退職金を支給する。

第6章 給与および諸給付

第24条（給与）

職員の給与、退職金については別に定める。

第7章 賞罰

第25条

職員が以下に該当する場合は、ガバナー協議会の決議に基づく。

第26条（褒章）

1. 永年にわたる勤務
2. ガバナー協議会が特に必要と認めた時

第27条（制裁の種類、程度）

制裁の種類は次のとおりとする。

1. 訓告……………文書により将来を戒める。始末書をとる場合もある
2. 減給……………1 回の額が平均賃金の 1 日分の半額、総額が一賃金締切期間における賃金総額の 10 分の 1 以内で減給する
3. 出勤停止……………7 日以内の出勤停止を命じその期間の賃金は支給しない
4. 降職……………役職を解く
5. 論旨退職……………退職願を出すように勧告する。なお勧告した日から 3 日以内にその提出がない時は、懲戒解雇とする。
6. 懲戒解雇……………予告期間を設けることなく即時に解雇する。この場合所轄労働基準監督署長の認定を受けた時は解雇手当を支給しない

第28条（懲戒）

下記のいずれかに該当した時は、その軽重により前条を適用する。

1. 無断もしくは正当な理由なく欠勤が続く時（14 日以上の場合は懲戒解雇とする）

2. 刑事事件で有罪の判決を受けた時
3. 飲酒運転を行った時
4. 重要な経歴を偽り、採用された時
5. 故意または重大な過失により災害または業務上の事故を発生させガバナー協議会に重大な損害を与えた時
6. 職務上の地位を利用し第三者から報酬を受け、もしくはもてなしを受ける等自己の利益を図った時
7. 暴行、脅迫その他不法行為をして著しく職員としての体面を汚した時
8. 正当な理由なく、業務上の指示・命令に従わなかった時
9. セクハラ、パワハラを行った時
10. ガバナー協議会の名誉信用を傷つけ、業務に支障を与えた時
11. 業務に関する秘密を外部に漏えいし、ガバナー協議会に損害を与えた時
12. その他、前各号に準ずる程度の不都合な行為をした時

第 29 条（損害賠償）

職員が故意に重大な過失により、336 複合地区およびガバナー協議会事務局に損害を与えた場合には、その賠償を命ずる事がある。

第8章 附則

第 30 条（施行および改正）

この規則は 2003 年 7 月 1 日より施行する。

また、この改正は、ガバナー協議会の決議によるものとする。

2007 年 3 月 24 日	一部改正
2013 年 8 月 1 日	一部改正
2014 年 7 月 1 日	一部改正
2020 年 8 月 7 日	一部改正
2024 年 10 月 25 日	一部改正